

## ○補助金・融資制度等

### 1. 連邦レベルでの措置

#### (1) 補助金

##### 11月緊急支援 (Novemberhilfe)

連邦政府は11月から導入された部分的ロックダウン（都市封鎖）により一時閉鎖を求められた企業、公的機関、自営業者を対象に給付金による支援を実施。11月25日より申請開始。

<https://www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de/UBH/Redaktion/DE/Textsammlungen/novemberhilfe.html>

#### ・申請要件：

- 2020年10月28日の連邦首相と連邦政府の首脳の決議の結果、連邦州が定めた閉鎖条例に基づき事業活動の停止を余儀なくされた企業、非営利団体、公的機関、自営業者を含むすべて（直接影響を受ける企業）。
- 上記の措置の直接的に影響を受ける企業（間接的に影響を受ける企業）との取引により、売上の80%が創出されるすべての企業（売上は検証可能かつ定期的であること）。
- 上述の措置の影響を直接的に受ける企業に代行して、配送やサービス提供を行うことで、売上の80%が創出される企業等（売上は定期的であること。イベント代理店など）。これらの企業は、前述の2020年10月28日の決議の第5項および第6項に基づく閉鎖条例により、2020年11月に売上高が80%以上減少することを疑いの余地なく証明する必要がある。
- グループ全体の連結売上高の80%以上が直接的または間接的に影響を受ける関連会社によるものである場合、関連会社の売上の75%が払い戻される。
- 宿泊施設やイベント会場は直接影響を受ける企業とみなされる。

#### ・給付額：

- 2019年11月に対応する売上高の75%にあたる補助金が、コロナ関連の閉鎖期間（日割り）に応じて付与される。

- 個人事業主は、2019年の平均月間売上高を参照売上高とすることも可能。2019年10月31日以降に事業を開始した申請者は、2020年10月の月間売上高、もしくは創業後の月間平均売上高を比較する売上高として選択することが可能。
- 最大400万ユーロまで（※）  
※小規模助成金規制（ドイツ）とデミニミス規制（EU）に基づき、ドイツは最大100万ユーロの支援を単独で決定可能。また、「固定費補助に関する連邦規則（Bundesregelung Fixkostenhilfe、300万ユーロまで）」がEU委員会で承認されたため、合算して最大400万ユーロまで支援が可能となる見通し（12月2日時点）なお、400万ユーロ以上の場合はEU委員会に個別に報告し承認を得なければならない。

・ 前払い：

- 11月25日より申請金額の最大50%、最大10,000ユーロの前払いが行われる。

[www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de](http://www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de)

・ 留意事項：

- 2020年11月に閉鎖にもかかわらず売上が発生した場合、比較対象の売上高の25%まではカウントしない。比較対象とする売上高の100%を超える過剰給付を防ぐため、超過した売上額は相殺する。
- なお、レストランの場合、売上額の払い戻しは比較対象期間である2019年同時期の店内での飲食に関する売上（19%の付加価値税が適用されたもの）の75%までに制限。軽減税率が適用される持ち帰りの売上については除外。また閉鎖期間中に持ち帰り・デリバリー等で販売した売上は事業活動の継続を奨励するため売上額には含まれない。

・ 申請方法：

- 中小企業向けつなぎ資金（Überbrückungshilfe）の申請プラットフォームより税理士、監査法人、弁護士等の専門家を通じて申請。  
([antragslogin.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de](http://antragslogin.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de))
- 自営業者は、確定申告（ELSTER）証明書があれば、最大5,000ユーロまで、専門家を介さずに直接申請が可能。  
([application.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de](http://application.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de))

・ 申請期限：2021年1月31日まで。

### 12月緊急支援 (Dezemberhilfe)

2020年11月27日、2020年12月20日までのロックダウン延長に伴い、11月緊急支援 (Novemberhilfe) の延期についても導入を検討する旨、[発表](#)。対象および申請方法等は11月緊急支援 (Novemberhilfe) と同等になる見通し。

- 12月緊急支援 (Dezemberhilfe) は、1週間あたり約45億ユーロ規模になると想定。
- 2019年12月と比較し、売上高の75%までの助成金を提供。支給額は、2020年12月の閉鎖期間 (日割り) に応じて計算される。

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/11/20201127-stark-durch-die-Krise-dezemberhilfe-kommt.html>

### 中小企業向けのつなぎ資金の提供 第2弾 ([Überbrückungshilfe II](#))

連邦政府は、コロナ危機の影響で事業活動の中止を余儀なくされた中小企業向けの橋渡し支援の給付型つなぎ資金の第2弾の申請を[開始](#)。2020年9月から12月の固定費にあてることができる。受付は2020年10月21日から2021年1月31日まで。

・申請対象：業種は問わず、中小企業、自営業者、フリーランサー、おY補備非営利企業、非営利団体 (法的形態を問わない)。

・申請要件：2020年4月～8月のうち2か月連続で売上が前年同月比で50%以上減少していること、または、2020年4月から8月までの期間の平均売上が前年同期比で30%以上減少していること。(2019年6月以降に設立された企業は、2019年11月と12月の2か月連続で比較して売上50%以上減少していること)。

・給付金対象となる費用：2020年9月から12月の固定費。

賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、衛生・感染対策のための費用。人件費の一部 (補助対象となるその他全ての固定費の20%まで一括支給)、研修生の費用、固定資産税など。

・ 給付額

売上合計額の減少（前年同月比）	給付額（9月～12月分）
30%から50%	該当する固定費の40%
50%から70%	該当する固定費の60%
70%以上	該当する固定費の90%

・ 給付上限額

4か月分の上限額	最大20万ユーロ（5万ユーロ/月）
----------	-------------------

申請は、税理士または会計士等が[統一プラットフォーム](#)を通じて行う。

また、支給は[連邦州](#)ごとに実施される。

Q&A 集

<https://www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de/UBH/Redaktion/DE/FAQ/FAQs/faq-liste-02.html>

中小企業向けのつなぎ資金の提供 第3弾 ([Überbrückungshilfe III](#))

連邦政府は11月2日から11月末までの部分的ロックダウンに対応し、コロナ危機の影響で事業活動の中止を余儀なくされた中小企業向けの橋渡し支援の給付型つなぎ資金の第3弾を[発表](#)。固定費の補償を行うが、これまでのÜberbrückungshilfeをさらに拡張するため政府で[詳細を調整中](#)。

- ・ 申請対象：
  - 年間売上高が最大5億ユーロの企業、自営業者、フリーランサー。
  - ドイツに本社または恒久施設があり、2020年5月1日までに事業活動を開始していること。

- 申請要件：
  - 2021年1月～6月分  
2020年4月から12月の期間のうち、2カ月連続で前年同月比の売上が50%以上減少、または、2020年4月からの平均売上が前年同期比で30%以上減少していること。
  - 2020年11月・12月分  
2020年11月または/かつ12月の売上が前年同月比で40%減少している企業で、かつ11月・12月緊急支援の対象外の企業。
- 給付金対象となる費用：固定費（詳細は今後発表）
  - 賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、衛生・感染対策のための費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の20%まで）など。
  - 衛生対策のための建物の近代化、改修、または立て替え等の費用について、最大20,000ユーロを必要経費として計上することが可能。
  - マーケティングおよび広告費用については、2019年実績を費用として計上可能。
  - 資産の減価償却費用の最大50%。

#### 給付額

売上合計額の減少（前年同月比）	給付額（1月～6月分）
30%から50%	該当する固定費の40%
50%から70%	該当する固定費の60%
70%以上	該当する固定費の90%

- 給付上限額：200,000ユーロ/月
- 当該期間に、短期労働給付金やÜberbrückungshilfe IIなど、他の支援策で受給している州からの助成金や補助金は相殺される。
- 自営業者については「Neustarthilfe」として、売上の25%（最大5,000ユーロ）を1回限りの補助金として支給する制度を導入。自営業者の中には、新型コロナウイルスにより、大きなダメージを受けているにもかかわらず

らず、固定費が少なく、同支援策のメリットをこれまで享受できていないケースも多くみられたため。

- 申請は、税理士または会計士等が統一プラットフォームを通じて行い、支給は**連邦州**ごとに実施される予定。

#### 給付金による支援 (終了)

- 3月23日、オラフ・ショルツ財務相とペーター・アルトマイヤー経済・エネルギー相は、新型コロナウイルスの影響を受けている零細企業及び個人事業主向けの500億ユーロの「連帯ファンド」設立を発表。すべて給付金(課税対象)で、全産業が対象。
- 従業員数最大5名までの場合、3か月で最大9,000ユーロの一括支払い(フルタイム相当)、従業員数最大10名までの場合、3か月で最大15,000ユーロの一括支払い(フルタイム相当)。
- 家賃(オフィス賃料)が20%以上の減額がされる場合でかつ補助金の予算に余剰がある場合には、さらに2か月間分の支給される可能性あり。
- オンラインでの申請を想定。2020年3月11日以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、倒産に追い込まれるリスクや流動性のボトルネックなどについて立証される必要がある。
- 他の補助金との併用も原則可能。

#### 参考 URL

連邦経済エネルギー省 : [\\_](#)

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/20200323-50-milliarden-euro-soforthilfen-fuer-kleine-unternehmen-auf-den-weg-gebracht.html>

[https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=4](https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?__blob=publicationFile&v=4)

コンサルティング経費の補助 (5月26日資金が尽きたため終了)

- 4月3日、連邦経済エネルギー省は、中小企業とフリーランサーに対してコロナ危機における経営コンサルティングに最大4,000ユーロの補助金を提供することを発表。
- 経営者ノウハウ支援プログラム（Förderung unternehmerischen Know-hows）を拡充する形でコロナウイルスの影響を受けた中小企業とフリーランサーに対して特別規定が適用される。経営コンサルティング経費（報酬、立替金、旅費）を対象として最大4000ユーロ（補助率100%）が支援を提供したコンサルティング会社に支払われる。
- 経営コンサルティングを利用した企業が、連邦経済・輸出管理庁のウェブサイト上で申請することが可能（申請期日：2020年12月31日）。

連邦経済エネルギー省：

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/20200403-bis-zu-4000-euro-beratungskosten-ohne-eigenanteil-fuer-kmu-und-freiberufler-in-der-corona-krise.html>

連邦経済・輸出管理庁：

[https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts\\_Mittelstandsfoerderung/Beratung\\_Finanzierung/Unternehmensberatung/unternehmensberatung\\_node.html](https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts_Mittelstandsfoerderung/Beratung_Finanzierung/Unternehmensberatung/unternehmensberatung_node.html)

【申請ページ】

<https://fms.bafa.de/BafaFrame/unternehmensberatung>

中小企業向けのつなぎ資金の提供（[Corona Überbrückungshilfe](#)）

（10月8日で終了）

7月8日、連邦政府は、コロナ危機の影響で事業活動の中止を余儀なくされた中小企業向けの橋渡し支援として、給付型つなぎ資金の提供を発表。2020年6月から8月の固定費にあてることができる。受付は7月8日から8月31日まで。

・申請対象：業種は問わず、中小企業、自営業者、フリーランサー。

・申請要件：2020年4月～5月における売上合計額が前年比で60%以上減少していること。（2019年4月以降に設立された企業は、2019年11月～12月における売上合計額）

・給付金対象となる費用：6月から8月の固定費。賃貸料、リース料、借入の金利、その他の固定費、研修生の費用、固定資産税など。

・給付額

売上合計額の減少（前年同月比）	給付額
40%から50%未満	固定費の40%
50%から70%	固定費の50%
70%以上	固定費の80%

・給付上限額

3か月分の上限額 最大15万ユーロ	
従業員5名までの企業	9,000ユーロ
従業員10名までの企業	15,000ユーロ
固定費が非常に高い小規模企業については、例外的に正当性が認められると、これらの上限額を超える場合がある。	

申請は、税理士または会計士等が[統一プラットフォーム](#)を通じて行う。

また、支給は[連邦州](#)ごとに実施される。

(2) 融資・保証制度

経済安定化ファンド（Wirtschaftsstabilisierungsfonds）



- 3月23日、オラフ・ショルツ財務相と、6000億ユーロ規模の企業救済ファンド「経済安定化ファンド」設立を発表。
- 当面2021年末までの時限ファンド。
- 市場でのリファイナンスを目指す企業向けの政府保証4000億ユーロ、資本増強措置に1000億ユーロ、政府金融機関ドイツ復興金融公庫(KfW)による特別プログラムへの借り換え支援1000億ユーロを準備。
- 以下の3つの条件のうち、少なくとも2つに当てはまる企業が対象。
  - 総資産4300万ユーロ以上
  - 売上5千万ユーロ以上
  - 年間平均従業員数249名以上。
- 上記の要件に満たない場合でも、特にインフラ関係の中小企業については対象になる可能性がある。
- 必要に応じて追加資金を供給。

#### 参考 URL

連邦財務省：

<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/03/2020-03-23-pm-Wirtschaftsstabilisierungsfond.html>

連邦経済エネルギー省：

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/20200323-zusaetzliches-kfw-sonderprogramm-2020-fuer-die-wirtschaft-startet-heute.html>

#### 融資・保証による支援

- 連邦政府の支援により、国営金融機関のドイツ復興金融公庫(KfW)は8,220億ユーロの信用保証枠を設定、企業は取引銀行を通じて申請。
- 企業の創業年数や売上高に応じて事業運転資金の融資プログラムが用意され、信用リスク評価の基準緩和や、年間売上高が最大20億ユーロ(以前は5億ユーロ)の大企業も対象とするなど、幅広い事業者による融資へのアクセスを可能に。
- 連邦政府が指定する保証銀行においても、保証金額が125万ユーロから250万ユーロに増額され、保証において連邦政府が負うリスクシェアを10%拡大するなどの措置がとられる。

- 4月6日、従業員が10人を超える企業向けのKfWクイックローンを追加措置として発表。1社あたりの与信限度額は2019年の最大3カ月分の売上高、または、従業員50人以上の企業は80万ユーロまで、従業員50未満の企業は50万ユーロまで。利子3%、政府保証100%、与信期間は10年。

#### 参考 URL

連邦経済エネルギー省：

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Dossier/coronavirus.html>

[https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/S-T/schutzschild-fuer-beschaeftigte-und-unternehmen.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=14](https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/S-T/schutzschild-fuer-beschaeftigte-und-unternehmen.pdf?__blob=publicationFile&v=14)

[https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Downloads/a/a-protective-shield-for-employees-and-companies.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Downloads/a/a-protective-shield-for-employees-and-companies.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

ドイツ復興金融公庫（KfW）：

独語)

<https://www.kfw.de/KfW-Konzern/Newsroom/Aktuelles/KfW-Corona-Hilfe-Unternehmen.html>

英語)

<https://www.kfw.de/KfW-Group/Newsroom/Latest-News/KfW-Corona-Hilfe-Unternehmen.html>

## 2. 連邦州レベルの措置

### (1) NRW州

#### 【小規模事業者のための緊急支援対策 Soforthilfen für Kleinunternehmen】

(2020年5月31日で受付終了)

- NRW州経済省は3月23日、新型コロナウイルスで致命的な影響を受け、資金繰りに窮している企業・自営業者向けに返済不要な資金を提供する即時支援プログラムの実施を発表。10名から50名までの従業員を雇用する、本社等が州内にある企業等に対し、最大25,000ユーロの支援を発表。
- 支給条件は以下の条件に当てはまる企業
  - 新型コロナウイルス感染拡大による危機以前は、健全な企業経営運営がなされていたこと
  - 新型コロナウイルス感染拡大による危機の結果、①3月1日以前の注文が半分以上失われた（受注量が半分以下になった）、②売上が前年の同じ月に比べて半減した、③利用可能な資金が会社の短期支払い義務（家賃、ローン、リース料など）を満たすのに不十分である、④公的な命令により事業所が閉鎖された、のいずれかを満たす場合。
- 支援金額
  - 個人事業または従業員5名までの企業 9,000 Euro
  - 従業員10名までの企業 15,000 Euro
  - 従業員50名までの企業 25,000 Euro
- 従業員数の定義  
従業員数については2019年12月31日時点で、以下の計算式に基づき算出。事業者自身も含まれ、訓練生も50人以上にならない限りカウント。2019年12月31日時点で有効な労働契約がある場合には育休中の従業員もカウント。
  - 1週間の勤務時間が20時間以内の従業員 係数0.5
  - 1週間の勤務時間が30時間以内の従業員 係数0.75
  - 1週間の勤務時間が30時間以内の従業員および訓練生 係数1

- 月の給与が450ユーロ以下（ミニジョブ）係数0,3
- 申請期限  
おそくとも2020年5月31日までの申請が必要。
- 主な申請内容
  - 会社名、会社形態、登記所、登記番号、納税者番号
  - 代表者氏名、国籍、納税者-ID-番号
  - 身分証明書（身分証明書、パスポートなど）
  - 住所
  - 連絡先
  - 法人口座情報（IBAN +信用機関情報）
  - 産業分野、事業活動・フリーランス活動に関する情報
  - 2019年12月31日現在の従業員数及び支援プログラム
  - 受給資格がある旨、個人情報保護関連の承認、その他の各種の証言

※申請書内6.12に「法人（GmbH等）の場合は、申請を行う事業者（個人）以外に過半数を超える出資者がいない」との条件あり。多くの日系企業の場合、日本本社が過半を出資しているため、同条件を満たさないと考えられる。

- 申請先  
申請は以下州ウェブサイト上の電子申請用のフォーマットで実施。  
情報掲載先 [www.wirtschaft.nrw/corona](http://www.wirtschaft.nrw/corona)
- 申込フォーム日本語仮訳（エッカート法律事務所提供）  
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/tcd/2020/corona/NRW-Soforthilfe-japanese-tentative.pdf>
- Q&A  
<https://www.wirtschaft.nrw/nrw-soforthilfe-2020>

参考 URL

NRW 州プレスリリース

<https://www.land.nrw/de/pressemitteilung/soforthilfen-fuer-kleinunternehmen-nordrhein-westfalen-ergaenzt-zuschuesse-des>

<https://www.land.nrw/de/pressemitteilung/nrw-soforthilfe-2020-fuer-kleinbetriebe-freiberufler-solo-selbststaendige-und>

【破産の危機にさらされている企業、団体等に対する州都デュッセルドルフ市による財政支援プログラム】

**（申請受付終了済（連邦および州の助成金が支払われるまで破産の危機に瀕しているデュッセルドルフの企業を支援するという当初の目的を果たしたため）。**

1. デュッセルドルフ市は、同市内に主たる拠点を有する事業者が新型コロナウイルスの影響により倒産の危機に直面した際に最大 5,000 ユーロの助成金を支給。（ホットライン TEL 0211-8990136 , [Email:business@duesseldorf.de](mailto:business@duesseldorf.de)）

参考 URL

デュッセルドルフ市

<https://www.duesseldorf.de/wirtschaftsfoerderung/corona.html#c142515>

【融資・保証プログラム】

- コロナウイルスの影響を受けた企業向けに、NRWBank、州の保証銀行（BürgschaftsbankNRW）、ドイツ復興金融公庫（KfW）が融資・保証プログラムを提供。融資や保証を受けることで、メインバンクから、通常の融資限度額以上の融資を受けられる。条件は、当該企業が原則として

融資できるビジネスモデルを有し、メインバンクの了解を得られること。

- 上述の通り、メインバンクの融資を保証する形になり、また、メインバンクの了解も必要になるため、上記融資・保証プログラムの相談窓口はメインバンクとなる。
- NRWバンクのホットライン（TEL:0211-91741-4800）では、同行の融資プログラムほか、EU や連邦、そのほかの州レベルの支援措置についてコンサルティングを提供。

#### 参考 URL

BürgschaftsbankNRW

<https://www.bb-nrw.de/de/index.html>

NRWBank

<https://www.nrwbank.de/de/themen/gruendung/corona-hilfe-nrwbank.html>

## (2) ヘッセン州

### 【コロナウイルス即時支援 (SOFORTHILFE CORONA)】

(2020年5月31日で受付終了)

- 3月25日、州独自の助成策を発表。国による支援と合わせ、従業員50名以下の企業等に対し、20億ユーロの資金を提供。
- 1回限りの返金不要の助成金として付与。連邦資金を含む形で以下の通り支給。パートタイムの従業員は、フルタイムの同等の従業員に換算。
  - 従業員5名まで：3か月で10,000ユーロ
  - 従業員10名まで：3か月で20,000ユーロ
  - 従業員50名まで：3か月で30,000ユーロ
- 助成額は、新型コロナウイルスの感染拡大によって引き起こされる流動性のボトルネックの程度によって決定。
- 対象は、農業や林業、製造業または自営業から課税所得を生み出す企業、フリーランサー、芸術家、およびgGmbH（有限責任を負う非営利会社）の法的形態で市場活動する社会企業。

- 前提条件として以下の企業は対象外
  - ①2019年12月31日以前に破産手続きをしていた企業
  - ②資本金の半分以上にあたる損失を2020年3月11日までに出していた企業
  - ③救済支援 (Rettungsbeihilfen) を返済中の企業
  - ④民事再生中の企業
- 企業については、売上税法上の小規模企業にあたるか否か（2019年の売上が22,000ユーロ（総額）未満、2020年度の予想売上が50,000ユーロ以下）
- 申し込みにあたっては以下のチェックリストおよびオンラインフォーミュラを参照。
- 身分証明書および税関連の書類のアップロードが求められるほか、以下の情報が必要
  - 納税者番号
  - 電話番号・メールアドレス
  - 口座情報（IBAN および信用機関情報）
  - 会社形態
  - 事業分野（建設、外食、サービス等）
  - 現在の経営状況（直面する困難な状況）に関する簡単な記述。新型コロナウイルスがどのように困難な状況を招いているかを記載
  - 必要な金額
    - ※新型コロナウイルス感染拡大によりオフィス賃料やリース料などの継続的な支払い義務が果たされないことが前提。次の3カ月の状況を勘案した場合に生じる流動性の不足額。
  - 従業員数
    - ※以下の計算式で計算
    - 1週間の勤務時間が20時間以内の従業員 係数0.5

1週間の勤務時間が30時間以内の従業員 係数0,75

1週間の勤務時間が30時間以内の従業員および訓練生  
係数1

月の給与が450ユーロ以下（ミニジョブ）係数0,3

#### 【チェックリスト】

[https://rp-kassel.hessen.de/sites/rp-kassel.hessen.de/files/200330\\_Checkliste%20zu%20Soforthilfe\\_RPK\\_0.pdf](https://rp-kassel.hessen.de/sites/rp-kassel.hessen.de/files/200330_Checkliste%20zu%20Soforthilfe_RPK_0.pdf)

#### 【オンラインフォーミュラ】

[https://portal-civ-cor.ekom21.de/civ-cor.public/start.html?oe=00.00.RPKS.CH.SH&mode=cc&cc\\_key=Coronahilfe](https://portal-civ-cor.ekom21.de/civ-cor.public/start.html?oe=00.00.RPKS.CH.SH&mode=cc&cc_key=Coronahilfe)

#### 【Q&A】

<https://rp-kassel.hessen.de/corona-soforthilfe-faq>

#### 【融資・保証プログラム】

- コロナウイルスの影響を受けた企業向けに、ヘッセン経済インフラ銀行（WIBank）、州の保証銀行（Bürgschaftsbank Hessen）、ドイツ復興金融公庫（KfW）が融資・保証プログラムを提供。融資や保証を受けることで、メインバンクから、通常の融資限度額以上の融資を受けられる。条件は、当該企業が原則として融資できるビジネスモデルを有し、メインバンクの了解を得られること。
  - 上述の通り、メインバンクの融資を保証する形になり、また、メインバンクの了解も必要になるため、上記融資・保証プログラムの相談窓口はメインバンクとなる。
  - 企業再編にあたっては、WIBankを通じた「再編に関するサポート補助金（Förderung von Sanierungsgutachten gemäß IDW S6）」の利用も可



能。補助率 50%、10,000 ユーロまで。) 再編成報告書の作成によりメインバンクによる融資をより容易にできる。ヘッセン州では、州政府が 500,000 ユーロの予算を手当て。

#### 参考 URL

WIBank <https://www.wibank.de/wibank/corona>

BürgschaftsbankHessen <https://bb-h.de/corona/>

### (3) バイエルン州

#### 【コロナウイルス即時支援 (SOFORTHILFE CORONA)】

(2020年5月31日で終了)

- 新型コロナウイルスで致命的な影響を受け、資金繰りに窮している企業または自営業者向けの即時支援プログラム

【対象】 資金繰りに窮している、バイエルンに営業拠点を有する企業または自営業者 (従業員 250 人まで)

【支援額】 以下の通りで従業員数により異なる。

9,000 ユーロ (従業員 5 人まで)、15,000 ユーロ (10 人まで)、30,000 ユーロ (50 人まで)、50,000 ユーロ (250 人まで)

※パートタイムの従業員の従業員数へのカウントは一定のルールあり。

※コロナウイルスが原因で資金繰りが悪化した額が助成額の上限。

#### 【申請】

以下ウェブサイトからオンラインで行う (申請開始当初は PDF での送付を求めていたが、オンライン申請のみ可となっている)

[https://www.soforthilfe-corona.bayern/prweb/PRAuth/02uGLpBPMrTQZeJSUjckRg%28%28\\*/!STANDARD?pzPostData=121728971](https://www.soforthilfe-corona.bayern/prweb/PRAuth/02uGLpBPMrTQZeJSUjckRg%28%28*/!STANDARD?pzPostData=121728971)

### 【窓口等】

申請者の営業所または労働場所を管轄する当局。たとえば、ミュンヘン市内に営業所または労働場所があるときは、ミュンヘン市が承認当局となる。承認当局は以下 URL で確認可（※バイエルン州経済省が申請先ではない点に留意）。上記支援額は承認当局から申請者の口座に直接振り込まれる。

<https://www.stmwi.bayern.de/soforthilfe-corona/>

### 【融資・保証プログラム】

- コロナウイルスの影響を受けた企業向けに、バイエルン州立助成銀行（LfA Förderbank Bayern）、ドイツ復興金融公庫（KfW）の融資・保証プログラムがある。融資や保証を受けることで、メインバンクから、通常の融資限度額以上の融資を受けられる。
- 条件は、当該企業が原則として融資できるビジネスモデルを有し、メインバンクの了解を得られること。
- 上述の通り、メインバンクの融資を保証する形になり、また、メインバンクの了解も必要になるため、上記融資・保証プログラムの相談窓口はメインバンクとなる。

〈バイエルン州立助成銀行（LfA Förderbank Bayern）〉

- ・ 融資プログラムについて質問がある場合のホットライン:089 2124-1000
- ・ 融資プログラム等の情報:

[https://lfa.de/website/de/aktuelles/\\_informationen/Coronavirus/index.php](https://lfa.de/website/de/aktuelles/_informationen/Coronavirus/index.php)

〈ドイツ復興金融公庫（KfW）〉

- ・ 融資プログラムについて質問がある場合のホットライン:0800 539-9001
- ・ 融資プログラム等の情報:

<https://www.kfw.de/KfW-Konzern/Newsroom/Aktuelles/KfW-Corona-Hilfe-Unternehmen.html>

### 【バイエルンファンド】

州内の特定企業に対し当該ファンドが資本参加または信用保証を提供。

○被支援企業の条件

- (1) 総資産額が1,000万ユーロ以上、(2) 売上高が1,000万ユーロ以上、  
(3) 従業員数50人以上の3つの条件のうち、2つ以上を満たす企業（一定の条件を満たす場合はスタートアップ企業も可）

○資本参加・信用保証の上限

無し。ただし、連邦の「経済安定化ファンド  
(Wirtschaftsstabilisierungsfond) の投資を受けた企業等を除く。

○ファンド規模

総額 600 億ユーロ

○管理

バイエルンファンドの管理団体としてバイエルン州金融局 (Bayerische Finanzagentur GmbH) を設置、当該団体が管理

(4) バーデン=ヴュルテンベルク州

【即時支援プログラム】

※2020年5月31日で終了。:

●新型コロナウイルスで致命的な影響を受け、資金繰りに窮する企業、団体、  
自営業者等向けに一度限りの返済不要な資金を提供するプログラム

【対象】

フルタイムに換算して50人までの従業員を雇用する、本社等が州内にある民間企業、団体、芸術家を含む自営業者（自営業者は、当該行為による収入が主たる収入であるか、家計の収入額の少なくとも3分の1を占める場合に限る）

【支援額】（いずれも3カ月分の上限額）

9,000ユーロ（自営業者および従業員数が5人まで）

15,000ユーロ（従業員数が10人まで）

30,000ユーロ（従業員が50人まで）

※支援額は新型コロナウイルスを原因とする資金繰りの困難等に直接的に相当する額で、かつ、上記の支援額を上限とする

※従業員数は欧州委員会の中小企業の定義に基づいてフルタイム換算した人数。従業員数10人までは職業訓練者を従業員数としてカウント可。

#### 【申請方法等】

1. 以下 URL から申請書をパソコン等にダウンロードし漏れなく記入：

[https://assets.baden-wuerttemberg.de/pdf/200325\\_Antrag\\_Soforthilfe-Corona\\_BW.pdf](https://assets.baden-wuerttemberg.de/pdf/200325_Antrag_Soforthilfe-Corona_BW.pdf)

2. すべての欄を記入した申請書をプリントアウトし署名。署名した申請書をスキャン（または撮影）、当該ファイルを PDF ファイルに変換（申請は PDF ファイルのみ受領される）。

3. 以下ウェブサイトを開く：

[www.bw-soforthilfe.de](http://www.bw-soforthilfe.de)

4. 申請者情報を入力し、上記 PDF ファイルをアップ。アップ後、Eメールで申請者に対して申請書受領の連絡が届く。

5. 申請者を所管する商工会議所等が申請書を確認、Lバンク（州立助成銀行）に承認を申請。

6. 助成金がLバンクから直接、申請者の口座に振り込まれる。

※上記プロセスは数営業日を要する見込み。また、申請は上記3. のサイトを通じてのみ受領。郵送、商工会議所、経済省等のメールに送信されたものは受理されない。

#### 【ウェブサイト】

<https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/service/foerderprogramme-und-aufrufe/liste-foerderprogramme/soforthilfe-corona/>

### 【融資・保証プログラム】

- コロナウイルスの影響を受けた企業向けに、バーデン・ビュルテンベルク州立助成銀行（L-Bank）、ドイツ復興金融公庫（KfW）の融資・保証プログラムがある。融資や保証を受けることで、メインバンクから、通常の融資限度額以上の融資を受けられる。
- 上述の通り、メインバンクの融資を保証する形になるため、州はメインバンクを窓口指定している。

〈バーデン・ビュルテンベルク州立助成銀行（L-Bank）〉

- ・ 融資プログラムについて質問がある場合のホットライン：0711 122-2345
- ・ 同メールアドレス:wirtschaftsfoerderung@l-bank.de

[https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/wirtschaft/informationen-zu-den-  
auswirkungen-des-coronavirus/](https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/wirtschaft/informationen-zu-den-auswirkungen-des-coronavirus/)

### （5）ベルリン州

#### 【中小企業向け給付型つなぎ資金（Überbrückungshilfe II）】

P3のÜberbrückungshilfe IIを参照。

ベルリン企業による問い合わせ先は [Investitionsbank Berlin](#)。

#### 【緊急支援V（Soforthilfe-Paket V）】

給付金制度。

- 対象・内容

ベルリン税務署に登録済みの中小事業者（従業員11人～100人※フルタイム換算）。

- ① KfW クイックローン（P2参照）を受領している事業者：ローン返済のための資金（当該ローン額の20%まで）として給付金を申請可能。

- ② KfW クイックローンを受領していない事業者：現行の事業収入では運営経費が不足する場合において、事業運営経費（申請後3カ月間にかかる事業所賃貸料やリース料等）として申請可能。

※中小企業向け給付型つなぎ資金（Überbrückungshilfe II）の申請受付期間中は、②の申請受付は停止。

※ガストロノミー・ホテル業・観光業の事業者は最大6カ月間（2020年12月31日まで）にかかる事業遂行上の債務として申請可能。

- 支援額

最大25,000ユーロ。

※明確な根拠があれば例外的に25,000ユーロを超える額の申請も可能。

この場合、資金繰りにかかる詳細な審査が行われる。

- 給付金申請方法

以下のベルリン州投資銀行（IBB）のウェブサイト上で「Antrag stellen」をクリックして申請手続きを開始。

<https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/soforthilfe-v.html>

※受付開始日：2020年5月18日。

※受付終了予定日：2020年12月31日。

※申請に際しては、以下の情報が必須：

- ① 事業者名、住所、会社形態、会社設立日、商業登記簿番号、納税者番号および事業者売上税ID、管轄の税務署名
- ② 各種証明書、名前、コンタクト情報、オーナー／法的代理人の納税者ID番号
- ③ 事業者の銀行口座情報（税務署に提出済みの口座）
- ④ 今後3カ月間もしくは6カ月間の資金繰り計画表
- ⑤ 申請済みの流動性ローンにかかる書類（申請済みの場合）
- ⑥ 営業届出書
- ⑦ 過去3年間の財務諸表（場合によっては2019年のBWA（経済評価））

- ⑧ 最新の2020年のBWA（合計額、残高含む）
- ⑨ オーナー／法的代理人の身分証明書もしくはパスポートのコピー
- ⑩ EUが定める中小企業の定義に基づく申請者による自己宣言書  
※IBBのウェブサイトからフォーマットをダウンロード可能。
- ⑪ 組織図

<参考> 緊急支援VにかかるQ&A集：

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/themen/coronahilfen/faq-soforthilfe-v.html>

#### 【緊急支援I（Soforthilfe-Paket I）】

無利子の短期信用貸付プログラム。（受付終了）

<https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/liquiditaetshilfen-berlin.html>

<https://www.ibb.de/de/ueber-die-ibb/aktuelles/presse/pressemitteilungen/update-corona-hilfen.html>

#### 【緊急支援II（Soforthilfe-Paket II）】

給付金制度。

（2020年4月1日12時をもって州給付金の申請受付終了（給付金にかかるベルリン州政府の予算が尽きたため。）。

そのため、連邦政府の給付金のみ申請が可能（従業員最大5名までの事業者は最大9,000ユーロ、従業員6名から10名までの事業者は最大15,000ユーロの連邦の給付金が申請可能）となったが、当該給付金も2020年5月31日をもって申請受付が終了した。

<https://www.ibb.de/de/ueber-die-ibb/aktuelles/presse/pressemitteilungen/update-corona-hilfen-12-uhr.html>

**【対象】**

個人事業主、フリーランサー、小規模事業者（従業員10名まで※フルタイム換算）

**【連邦給付金申請方法】**

以下のベルリン州投資銀行（IBB）のウェブサイト上で「ANTRAG S TELLEN」をクリックして申請手続きを開始。

<https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/corona-zuschuss.html>

※2020年5月31日までに申請する必要がある。

※申請に際しては、以下の情報が必須：

- ①事業者名、住所、会社形態
- ②各種証明書
- ③納税者ID番号
- ④事業者の銀行口座情報

**<参考>**

給付金にかかるQ&A集：

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/themen/coronahilfe/faq-corona-zuschuss.html>

**【緊急支援IV（Soforthilfe-Paket IV）】**

**（5月15日（金）をもって給付金の申請受付終了）**

給付金制度。

**【対象】**

ベルリン税務署に登録済みの文化・メディア関連企業（従業員11名以上※フルタイム換算）

**【支援額】**

最大25,000ユーロ。



※明確な根拠があれば例外的に 500,000 ユーロまでの申請も可能。

#### 【対象・内容】

現行の事業収入では運営経費が不足する場合において、事業運営経費（申請後3カ月間にかかる事業所賃貸料やリース料、人件費等）として申請可能。

#### <参考>

短期信用貸付プログラムにかかる Q&A 集：

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/themen/coronahilfe/faq-corona-darlehen.html>

#### 【各機関への相談・申請にかかるチェックリスト】

ベルリン州投資銀行（IBB）では、以下のとおり、支援を必要とする事業者に対して、メインバンク等各機関への相談・申請に向けて必要な書類のリストを掲載している。

- ① コロナウイルス感染流行が事業者に与えた影響を記した簡潔な文書
- ② 2017年及び2018年の決算書／収入余剰計算書
- ③ 2019年の経営評価（金額・差引残高表含む）
- ④ 今後12カ月の資金計画表を用いた資金調達必要性の調査・説明
- ⑤ 自己紹介表（相談先機関ウェブサイトに掲載のフォーマット）
- ⑥ 出資者の自らの貢献にかかる提案書

チェックリスト：

[https://www.ibb.de/media/dokumente/foerderprogramme/wirtschaftsfoerderung/liquiditaetshilfen/checkliste\\_sonderfall\\_corona.pdf](https://www.ibb.de/media/dokumente/foerderprogramme/wirtschaftsfoerderung/liquiditaetshilfen/checkliste_sonderfall_corona.pdf)

ベルリン州投資銀行（IBB）のウェブサイト：

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/themen/coronahilfe/corona-liquiditaets-engpaesse.html>

ベルリン州投資銀行（IBB）担当者一覧：

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/ansprechpartner/ansprechpartner.html>

#### 【保証銀行】

州の保証銀行（BürgschaftsBank Berlin）の保証の上限は250万ユーロに倍増、保証銀行からの250,000ユーロまでのエクスプレス保証は3日以内に確定。

<https://www.buergschaftsbank.berlin/start.html>

（問い合わせ）<https://finanzierungsportal.ermoeglicher.de/>

#### 参考 URL

ベルリン緊急支援策概要

<https://www.ibb.de/de/wirtschaftsfoerderung/themen/coronahilfen/coronahilfen.html>

ベルリン州政府支援策：

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/pressemitteilung.909712.php>

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/pressemitteilung.909713.php>

<https://www.berlin.de/sen/kulteu/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.928447.php>

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.919096.php>

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.963596.php>

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.963601.php>

<https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.1004476.php>

### 【スタートアップ企業向け資金提供プログラム】

ベルリン州政府は4月8日、コロナ危機の影響を受けたスタートアップ企業の支援策として、スタートアップ企業向け資金提供プログラム（GründungsBONUS と Berliner Startup Stipendium）の予算を3倍に増額すると発表。

<https://www.berlin.de/sen/web/presse/pressemitteilungen/2020/pressemitteilung.917963.php>

### 【GründungsBONUS（補助金）】

スタートアップ企業に対する補助金。

#### 【対象】

ベルリンに拠点を有し、創業月数が12ヶ月未満の自営業者、創業企業もしくは小規模事業者。具体的には、まだ市場で確立されていないアプリケーション、製品、サービス、方法、またはプロセスを開発、製造、または導入することを目指すスタートアップを対象としている。

#### 【支援内容】

企業の経営にかかる経費の補助：

- ・原料費、投資経費
  - ・ランニングコスト・運営費（例：スペース費用、広告費用、通信費）
  - ・人件費（補助額の最大50%まで。創業者の場合1名につき2000ユーロ／月まで）
  - ・外部サービス経費（コンサルティング費用、IT開発費用）、権利保護経費、特許出願経費やこれらに関連する経費。
- ※申請時点ですでに発生もしくは委託済みの経費は補助対象外。

#### 【支援額】

- ・補助額は補助対象経費にかかる支出額の50%で最大5万ユーロ。
- ・補助対象経費にかかる経費支出は申請後2年以内に行わなければならない。
- ・補助金の交付は精算払いの原則に従い、最大5回（1回あたり交付予定額の10%以上）に分けて行われる。

- ・補助金を受領した企業は、最終交付日から最低3年間は本社（場合によっては補助対象事業所）をベルリンに維持しなければならない。

#### 【申請方法】

以下のベルリン州投資銀行ビジネスチーム社（IBB Business Team GmbH）ウェブサイト上の「Jetzt Antrag online stellen」をクリックして申請手続きを開始。

<https://www.gruendungsbonus.de>

#### 【Berliner Startup Stipendium（給付金等）】（申請受付終了）

スタートアップ企業に対する給付金等。

##### 【対象者】

- ・大学卒業資格（最低でも学士）を有する者。
- ・フルタイムで143時間以上、創業計画に取り組んでおり、そのうち54時間は職場で従事する者。
- ・出来れば創業者チームメンバーの一人はベルリン経済法大学院（HWR ベルリン）と関係があること。
- ・ベルリンに住民登録している者。
- ・他の同様の給付金（“EXIST-Gründerstipendium”等）の交付を受けたことがない者。

##### 【支援内容】

- ・2、3名の創業者チームに対して、一人当たり月額2000ユーロ（6ヶ月間）の給付金を提供。6ヶ月間の延長オプションあり。
- ・“Startup Incubator Berlin”が職場と試作品製作のための作業場などのインフラを提供。
- ・“Startup Incubator Berlin”のコーチングチームや外部専門家、ベルリン経済法大学院のメンターによるサポートを提供。
- ・外部専門家によるコーチングにかかる経費（1000ユーロ相当）を提供。

##### 【申請方法】

4月22日までに面談の申込（※英語の場合は4月15日まで）を行い、5月17日までにオンラインで書類提出を行う。

窓口：ベルリン経済法大学院（HWR ベルリン）<https://www.startup-incubator.berlin/stipendium/>

問い合わせ先：Startup Incubator Berlin

+49 (0) 30 30877 - 1699

[gruendungszentrum@hwr-berlin.de](mailto:gruendungszentrum@hwr-berlin.de)

【その他、ベルリン州政府によるスタートアップ向け助成金情報】

<https://www.berlin.de/sen/wirtschaft/gruenden-und-foerdern/gruendungs-und-startup-foerderung/finanzielle-foerderung/zuschuesse/>

## （6）ハンブルク州

【コロナ緊急支援（Die Hamburger Corona Soforthilfe（HCS））】

※2020年5月31日で終了。

### 【支援額】

以下のとおり。従業員の数（フルタイム換算）によって、州の給付金および連邦の給付金の受給にかかる上限額は異なる。

- ・ 個人事業主 : (州) 2,500 ユーロ + (連邦) 9,000 ユーロ
- ・ 従業員 5 名までの企業 : (州) 5,000 ユーロ + (連邦) 9,000 ユーロ
- ・ 従業員 10 名までの企業 : (州) 5,000 ユーロ + (連邦) 15,000 ユーロ
- ・ 従業員 50 名までの企業 : (州) 25,000 ユーロ (連邦) なし
- ・ 従業員 250 名までの企業 : (州) 30,000 ユーロ (連邦) なし

### 【対象】

小規模・中規模事業者（従業員 250 名まで）、個人事業主、フリーランサー、芸術家（本業とする者）

## 【申請方法】

以下のハンブルク州投資・開発銀行（IFB）ウェブサイト上の「Link zum Online-Antragsformular」をクリックして申請手続きを開始。

<https://www.ifbhh.de/foerderprogramm/hcs>

※2020年5月31日までに申請する必要がある。

※申請に際しては、以下情報が必須：

### （個人事業主の場合）

①身分証明書

②納税者 ID 番号、付加価値税 ID

### （会社の場合）

①商業登記簿番号、（存在する場合は）他の登記簿番号。

②商業登記簿謄本、営業届出書もしくはそれに類するもの。

③企業の納税者番号もしくは納税者 ID

### （共通）

①銀行口座情報

②業種（事業活動情報）

③フルタイム換算の従業員数

※IFB ウェブサイトに掲載の「従業員数算出表（Arbietshilfe „Mitarbeiterliste “）」のエクセル表にて算出。

#### ④資金計画見直し

※月額 of 事業所賃料、月額 of 事業経費（家賃及び生活維持費を除く）、売上（2019年12月1日～2020年2月29日）、2020年3月の売上、申請書作成日以降の3ヶ月間の資金計画見直し（個人の生活費は除く）。

#### 【Modul innovative Startups（給付金）】（申請受付終了）

スタートアップ企業に対する給付金。

##### 【対象者】

以下の条件を満たす法人：

- ・ハンブルクに基本的活動拠点をもち、フルタイム換算で従業員数最大50名まで（2020年3月11日時点）。
- ・2020年4月15日時点で設立8年以下、資本金最低1万ユーロ（自己資金、補助金によるものを問わず）。
- ・他者が株式の50%以上を保持していない。
- ・すでに、ハンブルク・コロナ緊急支援（Hamburger Corona Soforthilfe（HCS））の給付金を受領していること。
- ・革新的な自社開発に基づくビジネスモデルを有すること。

※前提条件：2019年12月31日時点では規則” Art. 2 Nr. 18 AGVO”の基準において難しい状態ではなかったが、COVID19危機により困難に陥った事業者。

##### 【支援内容】

以下のとおり。従業員の数（フルタイム換算）によって、支給にかかる上限額は異なる。

- ・従業員2名までの企業： 12,500ユーロ
- ・従業員5名までの企業： 25,000ユーロ
- ・従業員10名までの企業： 50,000ユーロ

・従業員50名までの企業：100,000ユーロ

※原則返済不要であるが、受給企業が10年以内に中小企業の定義から外れた場合（株式または議決権の25%以上を非中小企業が取得した場合等）は返済しなければならない。

#### 【申請方法】

2020年6月30日までに以下のハンブルク州投資・開発銀行（IFB）もしくはIFBイノベーションスターター社（IFB Innovationsstarter GmbH）のウェブサイト上から申請書をダウンロードして必要事項を入力、署名のうえ、corona@innovationsstarter.comにメールで送信する。

<https://www.ifbhh.de/foerderprogramm/hcs-innostartup>

<https://innovationsstarter.com/hcs-innostartup/>

※申請に際しては、以下情報が必須：

①申請書

②商業登記簿、営業届出書

③資金繰り計画書

④自己資金もしくはスタートアップ補助金にかかる調達額の証明

⑤株主名簿（株式の金額を含む）

⑥ハンブルク・コロナ緊急支援（Hamburger Corona Soforthilfe（HCS））の給付金にかかる承認通知書

#### 【融資（スポーツ）】

スポーツクラブ・協会に対する貸付制度。最大15万ユーロ。



● 対象

- ①2019年12月31日までにハンブルクの協会の登録簿に登録された  
非営利のスポーツクラブと協会。
- ②2019年12月31日以前からハンブルクを拠点に活動するプロスポーツ  
クラブ。
- ③スポーツイベントのオーガナイザー（これまでにハンブルク州の融資支  
援を受けていないことが条件）。
- ④ハンブルクを拠点に活動するスポーツ分野の中小企業及び大企業。

※前提条件：2019年12月31日時点では規則” Art. 2 Nr. 18 AGVO” の  
基準において難しい状態ではなかったが、COVID19 危機により困難に陥  
った事業者。

● 申請方法

以下のハンブルク州投資・開発銀行（IFB）ウェブサイト上から申請書をダ  
ウンロードして必要事項を入力の上、sport@ifbhh.de にメールで送信す  
る。

<https://www.ifbhh.de/foerderprogramm/ifb-foerderkredit-sport>

※申請に際しては、以下情報が必須：

- ①申請書
- ②正当性の証明と説明（申請書を参照）
- ③（必要に応じて）委任状
- ④昨年および過去2年間の年次決算書
- ⑤（必要に応じて）申請者の年次賃金計算書（資金調達ガイドライン  
のセクション4.1に準拠）

⑥（必要に応じて）融資希望額にかかる証明（資金調達ガイドライン  
のセクション4.1に従って）

⑦EUが定める中小企業の定義に基づく申請者による自己宣言書

### 【融資（文化）】

文化施設に対する貸付制度。最大15万ユーロ。

#### ● 対象

申請及び支払い時にハンブルクに恒久的施設を有する文化施設の所

有者または運営者であり、2019年12月31日時点では規則” Art. 2 Nr. 18 AGVO（官報 L 187/1, 2014年6月26日）”の基準において難しい状態ではなかったが、COVID19危機により困難に陥った事業者。

#### ● 申請方法

以下のハンブルク州立投資・助成銀行（IFB）ウェブサイト上から申請書をダウンロードして必要事項を入力の上、[kultur@ifbhh.de](mailto:kultur@ifbhh.de) にメールで送信する。

<https://www.ifbhh.de/foerderprogramm/ifb-foerderkredit-kultur>

※申請に際しては、以下情報が必須：

①申請書

②正当性の証明と説明（申請書を参照）

③（必要に応じて）委任状

④昨年および過去2年間の年次決算書

⑤（必要に応じて）申請者の年次賃金計算書（資金調達ガイドライン  
のセクション4.1に準拠）

⑥（必要に応じて）融資希望額にかかる証明（資金調達ガイドライン  
のセクション4.1に従って）

⑦EUが定める中小企業の定義に基づく申請者による自己宣言書

**【資金繰り支援（Hamburg-Kredit Liquidität(HKL)）】**

小規模・中規模事業者に対する貸付制度（2万ユーロ～25万ユーロ）。

**【申請方法等概要】**

以下のハンブルク州立投資・助成銀行（IFB）ウェブサイト参照。

<https://www.ifbhh.de/foerderprogramm/hkl>

**その他参考 URL**

ハンブルク州経済・交通・技術革新省のウェブサイト：

<https://www.hamburg.de/bwvi/>

ハンブルク州立投資・助成銀行（IFB）のウェブサイト：

<https://www.ifbhh.de/magazin/news/coronavirus-hilfen-fuer-unternehmen>

問い合わせ先（ホットライン）：Tel. 040 42828-1500。

※最新情報に関するメールマガジン登録サイト：

<https://www.hamburg.de/newsletter-ifbhh>

**【保証銀行】**

州の保証銀行（Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg）の保証の上限は250万ユーロに倍増。

<https://www.bg-hamburg.de/aktuell/corona-virus-infos-fuer-unternehmen/>

ホットライン：040/611 700 100

**【参考 URL】**

ハンブルク州政府支援策：

<https://www.hamburg.de/bwvi/13707286/coronavirus-information-fuer-unternehmen/>

---

(参考) 各州の問い合わせ窓口 (連邦財務省)

[https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/F  
inanzpolitik/2020/03/2020-03-29-PM-Verwaltungsvereinbarung-  
Soforthilfe-  
Anlage.pdf;jsessionid=94D7DAF4C4319532D567550A13D5234B.delivery1-  
master?\\_\\_blob=publicationFile&v=7](https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/F<br/>inanzpolitik/2020/03/2020-03-29-PM-Verwaltungsvereinbarung-<br/>Soforthilfe-<br/>Anlage.pdf;jsessionid=94D7DAF4C4319532D567550A13D5234B.delivery1-<br/>master?__blob=publicationFile&v=7)

参考) JBIC「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」について

ドイツ政府の取り組みではありませんが、日本政府は国際協力銀行を通じて、以下の融資を行っていますのでご案内します。

株式会社国際協力銀行は、日本政府の方針を受けて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業を支援するため、4月30日、「成長投資ファシリティ」の下で「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設いたしました。

また、7月8日、これまで取り扱いを限定してきた日本企業の先進国事業に対する貸付け・保証等について、時限的に投資金融に関する業務を拡充しております。

制度の概要につきましては、以下のプレスリリースをご参照ください。

2020年5月1日

「成長投資ファシリティ」の下での「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」創設について

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2020/0501-013397.html>

2020年7月8日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業支援について

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2020/0708-013574.html>

本件につきご関心のある方におかれましては、説明資料をお送りいたしますので、件名を「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」説明資料の件として、下記の事項を記載いただき、[prs-bunsho@jbic.go.jp](mailto:prs-bunsho@jbic.go.jp)まで電子メールにてご連絡下さい。

ご氏名：

ご所属先（会社名／所属部署／役職）：

ご連絡先（電話／Email）：

ご所在国・都市：

Web 会議ご希望の有無：

以上

（ご利用に当たっての留意点）

最新情報を掲載するように心がけていますが、状況が変わりやすいですので利用の際にご自身でも情報をご確認ください。